

I 教育目標

人権尊重の精神を貴重とし、知性、感性、道徳心や体力等の調和のとれた人間性豊かで、たくましく生きる人間の育成を目指して、次の教育目標を定める。

1 自立「すすんで学び、考える力をつけよう」

⇒（主体的態度、主体的思考力、課題発見・解決能力）

※「主体的に学習に取り組む態度」：①知識及び技能を習得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうとしているか？
②その粘り強い取組を行う中で、自らの学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど自らの学習を調整しながら学ぼうとしているか？

※「知っていること・できることをどう使うか（思考力、判断力、表現力等）」

：課題を発見し、その課題を定義し解決の方向性を決定し、解決方向を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、プロセスを振り返って次の課題発見・解決につなげていくこと等

2 連帯「力を合わせ、みんなのためにつくそう」

⇒（人間関係形成能力）

※「生きる力」につながる「21世紀型能力」における実践力の中の1つ：多様性を尊重する態度と互いのよさを生かして協働する力、持続可能な社会づくりに向けた態度、リーダーシップやチームワーク、感性、優しさや思いやりなど（「学びに向かう力、人間性等」）

※キャリア教育で育成すべき4領域の中の1つ：「人間関係形成・社会形成能力」＝多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の置かれている状況を受け止め役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力

3 健全「規律を重んじ、心身をきたえよう」

⇒（自己実現力、実践力）

※特別活動において育成する資質・能力の要素：「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」、「自己実現力」＝自分がやりたいことを自分で見つけ、実現に向けて行動できる力

※「情報活用の実践力」、「道徳的実践力」、「教科における実践力」（家庭科：生活をよりよくしようとする実践的な態度を養う等）、「特別活動における自主的で実践的な態度」等

本教育目標を受け「これからの社会に役立つ人間性豊かで品格あるたくましい人」、そして、持続可能な社会の創り手として、地域社会はもとより、広く国際社会においてリーダーとなる人材」を育成する。

II 学校経営の理念

狛江四中の良き伝統と校風を継承しながら、時代の変化や地域社会の要請を真摯に受け止め、より充実した狛江四中の教育活動を創造する。

学校は生徒たちにとって、学びの場である。考え方を学び、学び方を学び、生き方を学ぶ場である。それを教え、支え、育てるのが狛江四中の教職員である。教育目標を達成するため、学校経営計画及び教育計画に基づき、すべての教職員がそれぞれの指導力と個性を發揮し、学校教育のあらゆる場や機会を通じて、意図的・計画的・組織的・継続的に教育活動を推進していく。そして、目標（GOAL）に向かって展開するPDCAサイクルに従い、生徒たちが、いかに変容し成長したかという視点で活動の達成度を把握し改善策を練ることで、教育活動をより一層充実させるために、カリキュラム・マネジメントの確立を図る。

※「カリキュラム・マネジメント」

⇒ 組織の目標を設定し、その目標を達成するために組織の経営資源（人・物・金・情報・信用等）を効率的に活用したり、リスク管理などを実施したりすること

P（plan：計画）	⇒	教育計画の策定
D（Do：実行）	⇒	教育計画の実施
C（Check：検証）	⇒	教育計画に対する自己評価＋外部評価（第三者評価）
A（Action：行動）	⇒	教育計画の改善策

III 目指す生徒像

自分を信じ、仲間を信じ、互いを認め合いながら成長する生徒

- 自ら学び考え、主体的に物事に取り組む生徒
- 互いの存在を認め合い、互いに協働し高め合う生徒
- 自らを律し、心身共に健康で、夢や目標の実現に向けて前向きに実践する生徒

IV 目指す学校像

生徒一人ひとりが目を輝かせ、何事に対しても前向きに活動できる学校

- (1) 落ち着いた学習環境の下、生徒たちが意欲と関心をもって主体的に取り組むことのできる授業が展開され、確かな学力が確実に身に付く学校
- (2) 生徒たちが主体となり生き生きと活動できる学校行事・生徒会活動・部活動等を通して、豊かな心と健やかな体を育む学校
- (3) 3年間の進路学習が計画的に展開され、生徒一人ひとりの進路希望を実現する学校

V 教職員の基本姿勢

- (1) 公教育に携わる者であるという自覚の上、サービスの厳正に努め、市民の信頼に応える。
⇒ 全体の奉仕者、社会人としての常識と良識、説明責任、体罰・不適切な指導0 (ゼロ) 宣言、校内予算の有効な活用、物品の購入に係る適正な申請と執行等
- (2) 生徒一人ひとりを厳しく見つめ、温かく認め、愛情を込めて導く。
⇒ 厳しさと優しさ・けじめある対応、生徒指導における共通理解と共通実践、授業規律の確立 (チャイムで始めチャイムで終わる、出席確認、聞く態度、提出物等)
- (3) 保護者・地域の声には、まず耳を傾け、誠意をもって対応する。
⇒ 苦情も1つの外部評価、「困った保護者自身が一番困っている」、適切な初期対応、正確且つ迅速な報告と対応、丁寧で適切な接遇 (電話の対応「はい、狛江第四中学校の〇〇 (名前) です」) 等 ※少なくとも相手が名乗ったら「私は〇〇です」と応えましょう。
- (4) OJTを活性化するとともにキャリアプランに基づいた研修に努め、実力ある専門家としての教師を目指す。
⇒ プロとしての誇りと努力、授業力 (「使命感・熱意・感性」、「生徒理解」、「統率力」、「指導技術 (授業展開)」、「教材解釈、教材開発」、「指導と評価の計画の作成・改善」) の向上、校内研修会の充実 (令和3年度のテーマ「授業改善」? 「評価」?)
- (5) 職員相互の理解に努め、明るい職員室の中で、協働による実践を進める。
⇒ 「組織とは共通の目的のために働く専門家からなる人間集団である」(ピーター・ファーディンド・ドラッガー) “One for all, all for one.”、報告・連絡・相談の徹底「決して一人で抱え込まない」「〇〇したい、〇〇だと思いますが・・・」⇒「チーム狛江四中」(関係諸機関との連携、地域人材の活用等)、情報の共有化、コミュニケーション、共通理解と共通実践、担当職務の質と量の向上等
- (6) 進行管理・情報管理・健康管理の「3管理」(セルフコントロール) に努める。
⇒ 担当業務の進捗状況の確認、「複数の目での点検、念には念を」、個人情報の取り扱い、文書起案の適正化、心と体の健康等 ※学校における働き方改革の目的である『教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事する環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図る』ことをふまえ、自らの職務について、『できる事を』『できる時に』『できる範囲で』の見直し
- (7) 特別支援教育の視点を持ち、生徒一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、「ユニバーサルデザイン教育」=「すべての生徒に分かりやすい教育」を進める。
⇒ 教室のユニバーサルデザイン化 (授業に集中できるよう黒板の周りの装飾は最低限にする、一日の流れや授業展開を掲示する等)、伝わりやすい授業 (子供に分かる言葉で伝える、ゆっくり話す、ポイントを板書する、視覚化する等)、ルールの設定 (学級内のルールをきちんと定め、明文化する。ルールを分かりやすい所に掲示する等)

VI 中期的目標と方策（教育活動の基本方針～令和3年度教育課程より）

人権尊重の精神を基盤に、21世紀をたくましく生きる「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和のとれた人間性豊かな子どもを育てるため、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、社会の連携及び協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を育むという視点をふまえ、次の事項を基本として社会に開かれた教育課程を推進する。

（1）「自立」－主体的態度、思考力、問題発見・解決能力を育成するために

- ① 基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得と、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養をバランスよく実現し、自ら学び考え、主体的に物事に取り組む生徒を育成する。
- ② ICT機器を積極的に活用して分かりやすい授業を実践するとともに、一人一台端末を活用した家庭での学びをカリキュラムの一部として取り入れ、学校と家庭のシームレスな学びを構築する。
- ③ 総合的な学習の時間では、カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえ、探求的見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成する。

（2）「連帯」－人間関係形成能力を育成するために

- ① 学校行事や生徒会活動等、特別活動の意義を認識させ、様々な集団活動に生徒一人ひとりが活躍できる場や機会を意図的に設け、達成感や成就感を体感させ、自主性・協調性・責任感を育むとともに、思いやりの心や連帯感・自己有用感をもたせる。
- ② 日本の伝統文化や歴史に積極的に触れることで、日本の「良さ」を再認識し、日本人としての誇りと自信をもたせる。また、SDGsへの取り組みや言語活動を充実させ、世界各国の人々との交流を通じて日本や泊江の良さを発信し、グローバル社会で活躍できる資質を養う。
- ③ キャリア教育を基軸として一人ひとりの生徒が自己理解を深め、主体的に進路選択する能力を伸張し自己実現ができるよう、中学校3年間を見通した進路計画に基づく進路学習を充実させる。

（3）「健全」－自己実現力、実践力を育成するために

- ① 道徳教育では、特別の教科である道徳を要として、生命の尊重や望ましい人間関係の在り方の指導に努め、人権を尊重する態度の育成を図るとともに、全教育活動との関連を明確にして、思いやりの心や伝統と文化を尊重する態度を育て、社会生活の基本的なルールやマナーを身に付けさせる。
- ② 校外学習等の体験的な活動を通して、集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、社会生活上のルールの尊重や責任感を高めるための観点を重視した諸活動を実施する。
- ③ 年間指導計画に基づく安全教育・食に関する生きた指導、情報教育、伝統・文化理解教育、保健体育科の授業等を通じた体力向上及び健康教育を充実するとともに、オリンピック・パラリンピック教育については、全教育活動を通して、その精神・スポーツ・文化・環境の4つのテーマに関する学習を意図的・計画的に推進する。

(4) 社会に関かれた学校づくりのために

- ① 学校公開や保護者会、地域と協働した行事を通して、保護者や地域との連携を深めるとともに、地域学校協働本部と連携し、地域人材を活用した教育活動を行う。
- ② 地域・保護者からの評価を最大限に生かし、地域の思いや願いを学校教育に反映させるとともに、学校教育への参画を促して「社会に関かれた教育課程」の実現を目指す。
- ③ 学区の小学校との連携を図り、互いの指導内容や指導方法の確認、交流活動等を通して、小中学校の円滑な接続及び義務教育9年間を見通した系統的な教育活動を推進する。

(5) 持続可能な社会づくりに向けた教育の実現のために

※ 持続可能な社会とは？

「地球環境や自然環境が適切に保全され、将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会」

※ SDGs : Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)

「2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された『誰一人取り残さない』**持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現**のために2030年を年限とする17の国際目標」

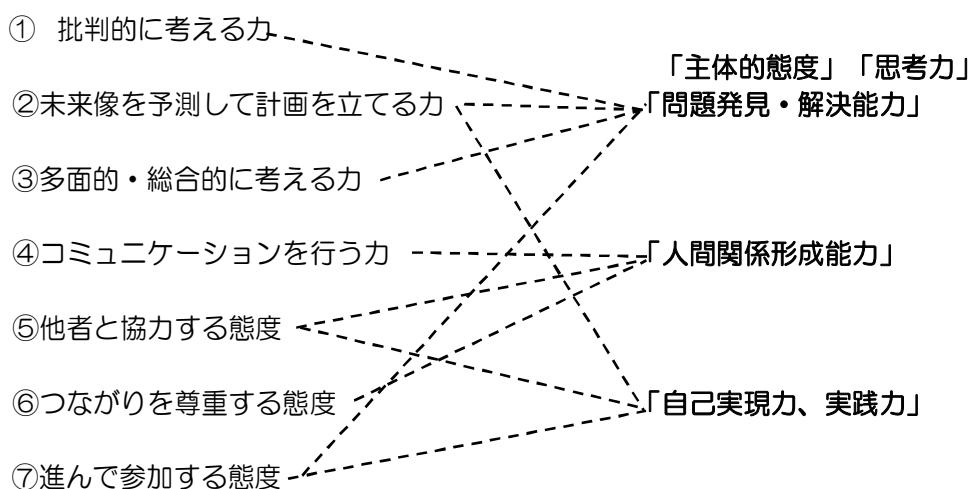
※ ESD : Education for Sustainable Development (持続可能な開発のための教育)

「環境的視点、経済的視点、社会・文化的視点から、より質の高い生活を次世代も含む全ての人々にもたらすことのできる開発や発展を目指した教育であり、持続可能な未来や社会の構築のために行動できる人の育成を目的としている」

※ 持続可能な社会の創り手の育成

- ◎ 新学習指導要領においては、前文及び総則の中に、「**持続可能な社会の創り手**」の育成が掲げられており、各教科等においても、ESDに関連する内容が盛り込まれている。⇒知識を一方向的に教え込むだけの教育を続けていても課題解決に必要な資質・能力を十分に育成することは難しい

- ◆ ESDの視点に立った学習指導で重視する能力・態度（国立教育政策研究所より）と本校の教育目標を関連付けながら、学習指導要領等に基づいた教育活動を意図的・計画的・継続的に推進していく。



Ⅶ 令和２年度学校評価より

令和２年度については、コロナ禍の影響を受けて、教育計画の変更を余儀なくされ、生徒たちには多くの制約や我慢を強いることとなり、安心・充実した学校生活を送ることが難しい状況であった。しかし、その中でも学校生活が崩れることもなく、生徒たちは落ち着いて授業を受け、前向きに努力し、互いに助け合う日々を過ごしていた。

緊急事態宣言が解除されたが、依然として厳しい状況にあることから、引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じながら、子どもたちの健やかな「学びの保障」＝「学力の保障」「活動の保障」「進路の保障」を実現するために、学校生活全般にわたるきめ細かい指導を意図的・計画的・継続的・組織的に行っていく。

令和２年度の学校評価結果を踏まえた PDCA サイクルに従い、生徒たちがいかに変容したかという視点で諸活動の達成度を把握し、改善策を練ることで、教育活動をより一層充実させるために、カリキュラム・マネジメントの確立を図っていく。

○ No.1「分かりやすい授業」では生徒が△5Pの88P、保護者が△14Pの84Pである一方、No.3(8)の「家庭学習」については、生徒が△14Pの57P、保護者が▼2Pの49P、教職員が53Pと家庭学習の定着に向けて課題が見られる。今後は、一人一台のタブレット端末の効果的な活用を図り、主体的に学習に取り組む姿勢を培っていく。

○ 多くの行事が中止・縮小となったことから、No.5「体育祭や合唱祭などの行事への意欲的な取り組み」では、生徒が▼4.4Pの85.3P、No.8「上級生から学ぶ」では、生徒が▼7.3Pの63.7Pと下降している。今後も続くであろうコロナ禍の中、生徒たちの「活動の保障」に向けて慎重に検討していきたい。一方、No.9「いかなる理由があってもいじめはいけない」については、生徒が△2.6の97.3Pと、コロナ禍による様々なストレスの多い中、いじめの未然防止や早期発見・対応が着実に行われた成果と言える。

Ⅷ 今年度の重点目標と方策

※<○>：学校評価項目

新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じながら、子どもたちの健やかな「学びの保障」＝「学力の保障」「活動の保障」「進路の保障」を実現するために、学校生活全般にわたるきめ細かい指導を意図的・計画的・継続的・組織的に行っていく。

1 学習指導の充実

(1) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善について

- ① 学習の基礎・基本となる内容を定着させ、学習意欲の向上を図り、自ら学習する習慣を身に付けさせることで思考力、判断力、表現力等を育む。また、各教科において育む資質・能力を明確にし、相互の関係性で捉えながら教科横断的に指導法の工夫・改善を進め、発展的な学習や補充的な学習など個に応じた指導を充実させる。
- ② 全ての教科において、授業のねらいと展開を明示することで、生徒に課題意識をもたせ、見通しを立てて自ら学ぼうとする意欲を高める（主体的な学び）とともに、授業内容や単元に応じて、発表、討論等の場面を効果的に設定し、生徒同士の学び合いや教え合い、教職員や地域の人との対話等を通して自分の考えを広げ深めさせる（対話的な学び）。授業の終末においては、まとめ・振り返りの時間を確保し、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせて、知識を相互に関連付けてより深く

理解したりして自分自身の次の課題を見付けせる（深い学び）。

- ③ 各教科の評価については、今年度より「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理・統合されることから、組織的な調査・研究・実践を進めていくとともに、各教科において、学習状況を知らせる資料や補助簿を作成して評価の工夫を図り、生徒の成果や課題を明確にする。
- ④ 一人1台端末を活用してフィードバックすることで、生徒の主体的に学習に取り組む態度を育むとともに、家庭との連携を図り、個々の生徒の状況に応じた家庭での支援を促す。
- ⑤ プレゼンテーションスキルを身に付けさせるため、各取組の中でポスターセッションをはじめとする様々なまとめ方や発表のしかたを系統的・段階的に行う。

（2）個に応じた少人数指導等の推進（習熟度別指導の充実）について

- ① 数学において、「東京方式習熟度別指導ガイドライン」の活用により個に応じた指導の充実を図る。習熟の程度の高い生徒の学習意欲を高めるために、「狛江市算数・数学習熟度別指導の発展教材」を年間指導計画に位置付け、効果的な活用を図る。
- ② 英語において、「東京方式少人数習熟度別指導ガイドライン」の活用により個に応じた指導の充実を図り、計画的に都英語教材「Welcome to Tokyo」を活用する。またオンラインスピーキングや体験的な学習の場として「Tokyo Global Gateway」を訪問することで、「聞く」「話す」指導を重点的に行う。

（3）「特別の教科 道徳」の指導の充実について

- ① 教育目標及び「これからの社会に役立つ人間性豊かで品格あるたくましい人」を育てるために、「特別の教科 道徳」を要として、自己を見つめさせ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方について考えを深めさせる。
- ② 教科書の内容を基本に、別途資料を適宜効果的に活用し、道徳的心情や道徳的判断力を補充・深化・統合する。また、自他の生命の尊さや、相手のことを真剣に考え、互いに人格を尊重し協調する心を育て、道徳的価値に基づいた人間としての生き方、在り方についての自覚を深める。
- ③ 「考える道徳」「議論する道徳」を効果的に実践するため、風車型やコの字型の机配置、発問や資料の提示方法等を工夫し、効果的な指導を行う。
- ④ 道徳教育推進教師を中心に、「道徳の單元化」「道徳のユニット化」を含めた実践的な全体計画及び年間計画を作成し、全教師が共通理解を図り、重点課題の解決に向けた効果的なカリキュラムを編成する。
- ⑤ 担任・副担任によるローテーション授業を適宜行い、互いに授業を参観するとともに、同じ内容の授業を複数回行うことで、各々の授業力を向上させる。
- ⑥ 学期ごとに自己の成長を振り返るための自己評価を行い、多面的・多角的な見方に発展させているか、道徳的価値観を自分自身の中で深められているかなどを見取る。
- ⑦ 道徳授業地区公開講座をはじめ、保護者や地域と連携した教育活動を推進する。

（4）体力の向上と健康教育について

- ① 体力向上委員会を設置し、一人一人の生徒が生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培う。「中学生東京駅伝」については、全校で支援する体制で臨む。
- ② 食育リーダーを中心に、給食及び教育活動における様々な機会において、食の安全や食についての啓発活動を進めるとともに、アレルギー対応等は複数のチェックで万全な

体制で臨む。

- ③ 体幹を整え、呼吸と筋肉の連動を図る身体調整法～「コアチューニング」～を部活動等に取り入れ、身体的パフォーマンスとともに、精神力、集中力を向上させる。
- ④ 自主的な参加による朝のランニングを行い、運動部に所属していない者も含め、生徒の体力向上を図る。また、適度な有酸素運動を習慣化することで、脳機能の発達につなげる。

(5) ICT機器を活用した教育活動について

- ① ICT機器を提示目的で利用するだけでなく、個人・グループ学習においても、観察・実験、見学・調査・実習等、体験的な学習や問題解決的な学習の場面で積極的に活用する。それにより、主体的に学習する態度や、自ら学習を調整し、粘り強く学習に向かう姿勢を培う。
- ② 学習活動の中でコミュニケーション能力・言語能力を高めるために、発表、討論等の場면을効果的に設定し、生徒同士の学び合い、教え合い、ICT機器やミニホワイトボードを活用するなどして、教科目標の達成を図る。
- ③ 図書館やICT機器を利用した探究的な学習に関わる時間を設定し、読解力の基礎を養い、自分の意見を形成し、表現できる言語力を身に付けさせる。また、表現させる活動を通して、ICT機器の活用能力・情報モラルを身に付けさせる
- ④ 各取り組みの中で、まとめ方や発表の仕方でICT機器を活用した様々な方法を用い、系統的・段階的にプレゼンテーションスキルを身に付けさせる。

(6) 教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントについて

- ① 知識及び技能の確実な習得を図るために、全国学力・学習状況調査、東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査、狛江市学習状況調査、定期考査などの結果を基に、教科間、学年間の関連を図るとともに、生徒による授業アンケートの結果を参考にしながら全教員による指導方法の見直しを行い、授業改善推進プランに基づいた指導と評価の一体化を更に充実させる。
- ② 体育祭、ロードレース、合唱祭をはじめとした諸行事を通して、仲間と一緒に感動し、成就感と自己存在感を味わわせる。また、学年縦割りなど、異年齢集団での活動を積極的に行うことで、望ましい人間関係を構築する資質を培い、多様な集団の中で共に学ぶ楽しさや厳しさを体得させながら、豊かな社会性や人間性を身に付けさせる。
- ③ 探究的な学習を通して、他教科等で習得する知識や技能と関連づけ、実生活・実社会における課題解決に活用できる力をつける。また、異年齢集団の活動や問題解決的学習等を通して、他者と関わることや、自ら課題を設定し、情報収集、整理・分析、まとめを行うことで、思考力、判断力、表現力を高め、主体的に判断し未知の状況において、よりよく問題を解決する資質や能力を育てる。
- ④ 各教科、道徳及び総合的な学習の時間との関連を図り、学校生活への適応や人間関係の形成、適切な進路選択を行うためにガイダンスの機能を充実させ、社会参画への意欲を高め、生徒一人一人に自己実現を図る機会を与える。
- ⑤ 各教科等の内容を通して身に付けた資質・能力を活用する視点を持ち、自然体験、社会体験等を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図る。また、集団としての合意形成を進めながら、集団や社会の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的・実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生

かす能力を養う

- ⑥ 朝読書を推奨するとともに、授業や昼休み、放課後に学校図書館を計画的に利用し、その機能の積極的な活用を進め、生徒の主体的・意欲的な学習活動や調べ学習、読書活動の充実を図る。
- ⑦ 小学校で既習したプログラミング教育を継続・発展させるため、技術科において、グループエンカウンターによる話し合いを通し、協働作業の中で課題解決にあたる手法を用いたプログラミング教育を行う。また、技術科だけでなく、各教科の中で創造力、論理的思考力の育成を図る取り組みを行う。

(7) 持続可能な社会の実現を目指した教育活動について

- ① 各教科の指導計画において、E S Dの視点で行える学習活動を見極め、積極的に組み入れていく。特にグループ学習の際は、S D G s と関連づけられる場面で、意図的に生徒に意識させるように指導する。
- ② 主権者教育を推進し、生徒会活動と関連付けながら、講演会やワークショップ等を通じて、地域活動に主体的に参画し、地域や社会をよりよくするために自ら行動する意欲を育む。
- ③ 修学旅行では函館・青森を訪れ、縄文文化やアイヌの民族文化、及び東北の祭り文化を学習のメインテーマに設定する。縄文やアイヌの精神世界に触れ、生命や人権の大切さを学ぶとともに、北海道・東北地方の自然や文化、人々との交流を通じて、自然と共存しながら人々が繋がり、互いに感謝し支え合う社会を築く担い手となる意識を醸成する。

(8) グローバルに活躍できる資質・能力の育成(オリンピック・パラリンピック教育の推進、国や強度を愛する心の育成を含む)について

- ① 国際理解教育・異文化理解教育を通して、国際社会における相手の立場を尊重しつつ自分の考えや意思を表現できる基礎的な力を育成し、コミュニケーション能力の向上を図る。
- ② オリンピック・パラリンピック教育においては、ゲストティーチャーによる講演会等を行い、東京大会の開催に向けて、オリンピック・パラリンピックの意義を理解させる。
- ③ 音楽の授業等で、日本の伝統的な楽器や芸術、文化に触れ、日本の良さを認識するとともに、グローバル化した社会において、日本人としての自信と誇りをもって行動できる資質を養う。
- ④ 話し合い活動を重視し個性と能力に応じた自発的・自治的活動を行い、自分の役割について責任をもたせ、各教科と関連を図りながら、将来、社会人及び主権者として自立し、他者と協力しながら社会に主体的に参画しようとする資質・能力を育成する。
- ⑤ 学校行事をはじめとした諸活動において、学年縦割りグループによる活動を重視し、異年齢での望ましい活動を通して、学年を超えた幅広いコミュニケーション能力や上級生としてのリーダーシップや責任感を培う。また、下級生との信頼関係を築くことで、社会性や豊かな心を育てる。

(9) 特色ある教育活動の推進について

- ① 合唱活動を充実させ、行事や総合的な学習の時間における外部の人々との交流場面において、歌を通して感謝の気持ちを伝える場面を多く設定する。一人ひとりの生徒に、

合唱を通して表現することの大切さや、感動し感動させることの素晴らしさを学ばせ、豊かな心情を育てる。

- ② 「コミュニケーションを活かした学習活動」の一環として、学校行事や生徒会活動において、創作スキット活動を行い、発想力や構成力、プレゼンテーションスキルを育成するとともに、人を楽しませることの喜びを知ること、そこから、人を笑顔にする、人を幸せにするために行動する意欲を喚起する。
- ③ 朝の「一行日記」の活動により、言語による表現を通して生徒の心身の状態を的確に把握し、教師と生徒のコミュニケーションの充実を図る。
- ④ 学校行事をはじめとした諸活動において、学年学級縦割りグループによる活動を重視し、異年齢での望ましい活動を通して、学年を超えた幅広いコミュニケーション能力や上級生としてのリーダーシップや責任感を培う。また、下級生との信頼関係を築くことで、社会性や豊かな心を育てる。
- ⑤ 夏季休業中及び冬季休業前に教育相談（三者面談）を実施し、その中で生徒一人一人の学習の課題や hyper-QU の結果を家庭とも共有することで、継続的な学習と学力の定着を推進するとともに精神面や生活面での安定を図る。
- ⑥ 朝読書を推奨するとともに、授業や昼休み、放課後に学校図書館を計画的に利用し、その機能の積極的な活用を進め、生徒の主體的・意欲的な学習活動や調べ学習、読書活動の充実を図る。
- ⑦ 小学校で既習したプログラミング教育を継続・発展させるため、技術科において、グループエンカウンターによる話し合いを通し、協働作業の中で課題解決にあたる手法を用いたプログラミング教育を行う。また、技術科だけでなく、各教科の中で創造力、論理的思考力の育成を図る取り組みを行う。
- ⑨ 修学旅行の目的地として函館・青森を訪れ、縄文文化やアイヌの民族文化、および東北の祭り文化を学習のメインテーマに設定する。縄文やアイヌの精神世界に触れ、生命や人権の大切さを学ぶとともに、北海道・東北地方の自然や文化、人々との交流を通じて、自然と共存しながら人々が繋がり、互いに感謝し支え合う社会を築く担い手となる意識を醸成する。
- ⑩ あいさつ運動期間を設け、生徒を小学校に派遣して児童や地域の方と一緒にあいさつ運動することで、小中及び地域との連携を深める。
- ⑪ 生徒の特性を伸長するために多様な部活動を開設する。また、部活動を通して異学交流を図り、生徒同士の連帯感を深める。さらに、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動では、心身を鍛えることを通して忍耐力や協調性、責任感を育てることを目的として、達成感や満足感を体感させるよう、活動目標、指導の方針、計画、指導内容や方法等を生徒に理解させるとともに、日常の指導でも、指導者と生徒の間のコミュニケーションの充実により、練習において、誰が、何を、いつ、どこで、なぜ（どのような目的で）、どのように行えばよいのか等を理解させていくように努める。なお、練習時間や休養日等については、狛江市立中学校に係る部活動の方針（平成31年度版）【狛江市部活動ガイドライン】に基づき設定する。

2 特別支援教育の充実

- ① 特別な支援が必要な児童が中学校入学後に学習のつまづきや集団への不適応が生じ

- ないよう、小学校と連携を図りながら特別支援教育を推進する。
- ② 特別支援校内委員会を毎週開催し、障がいのある生徒の実態把握、学校生活支援シート、個別指導計画の立案・実施、効果検証を実施する。また、各学年に特別支援コーディネーターを配置し、福祉・医療等の関係機関との連絡調整を的確に行い、保護者に対する学校の窓口として機能させる。
 - ③ ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、誰でも分かりやすい授業を行うとともに、支援が必要な生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、「合理的配慮」に関連した取組や学校生活支援シート及び個別指導計画を作成する。また、学校支援員や学生ボランティアを有効活用し、授業中や放課後の学習支援を積極的に行う。
 - ④ 専門家チームを活用した巡回相談(年3回実施)を効果的に活用し、障がいの有無に関わらず支援が必要な生徒に対する指導等について研鑽を深め、日々の指導に生かす。
 - ⑤ 特別支援教室専門員を中心に、特別支援教室巡回指導教員との連携を密にし、共通認識のもと、特別な支援が必要な生徒一人ひとりのコミュニケーションの能力や社会性を最大限に伸長するため、多様な教育を展開する。
 - ⑥ 特別支援教室の活用について全職員の共通理解を図り、連携型個別指導計画に基づいて個に応じた指導の充実を進めるとともに、障がいの有無やその他の個人の違いを認識し、共生社会の形成の基礎となる特別支援教育の充実を図る。

3 生活指導・保健指導・進路指導の充実

(1) 組織的な生活指導の推進について

- ① 全職員が人権感覚を磨くとともに、人権教育の全体計画と年間指導計画に基づき、生徒が規律ある学校生活を送ることができるよう、全職員の共通理解に基づいた的確な指導にあたる。
- ② 質の高い充実した学校生活の実現に向けて、一人ひとりの生徒が、基本的な生活習慣と正しい判断力を身に付け、道徳、特別活動との関連を図り、積極的に自己実現を図ろうとする態度や、集団の一員としての自覚をもち、自らの意志で社会規範を守ろうとする態度を育てる。
- ③ 学級、学年活動の充実を図り、教師と生徒、生徒同士が互いの良さを認め、相互理解と信頼関係を深め、きめ細かな心のふれ合いを通して豊かな人間関係を築くよう努めるとともに、日常的には見えにくい課題の早期発見ができるようにする。
- ④ 健康教育、安全教育を進め、体力の向上や安全に対する判断力を育てる。また、地域に貢献できる人材を育成するため関係諸機関と連携・協力し、防災教育の推進を図る。
- ⑤ 防災教育推進担当主任をおき、防災教育の推進を図る。「防災マニュアル」を含む「危機管理マニュアル」や子どもの被害防止計画書を作成し実践する。家庭や地域と連携したセーフティ教室を実施し、家庭・地域・関係諸機関と一体となり生徒の安全確保と健全育成に取り組む。実情に合わせた工夫した避難訓練や安全指導等を通して、安全管理や防犯対策、被害防止対策を推進し、事故の未然防止に努めるとともに、災害時の危機管理についてもシミュレーションを行う。
- ⑥ 「四中いじめ防止基本方針」に基づいた教職員の組織的な取り組みに加え hyper-QU アンケート結果や「一行日記」の活用による生徒理解及び相談活動を意図的・計画的

に行い、P D C Aサイクルに基づいたいじめの未然防止及び早期解決に努める。また、いじめ防止に関する授業を年3回以上実施し、必要に応じて学校サポートチームを立ち上げ保護者・地域、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係諸機関との連携を深め、いじめ防止基本方針に基づく、学校いじめ防止委員会を核とした取組の充実を図る。

- ⑦ SNSに関する取組は、生徒の実態や「SNS 東京ルール」を踏まえて、「SNS 四中ルール」を更新し、教職員・保護者・生徒・地域の連携の元、情報モラル教育を推進する。特に、ネットゲーム依存症や児童ポルノ防止法についての理解を深め、被害者だけでなく、加害者の立場にならないように指導を徹底する。
- ⑧ 巡回指導員と連携し特別支援教育コーディネーターを中心とした組織的な支援体制を整える。特別支援教室の活用について全職員の共通理解を図り、個に応じた指導の充実を進めるとともに、障がいの有無やその他の個人の違いを認識し、共生社会の形成の基礎となる資質を育む。
- ⑨ hyper-QUの結果をもとに、学級不適応な生徒が出ないように早期対応する。不登校やその傾向にある生徒には、担任を中心に心に寄り添った指導を行うとともに、校内委員会での情報共有をもとに全教員で対応する体制を前提とし、継続的・組織的な支援体制を整え的確な指導にあたる。適応指導教室（ゆうゆう教室）、フリースクール等の諸機関との連携を推進する。
- ⑩ 気になる様子が観られる生徒に対する支援や長期休業明けの言葉かけ等、自殺防止に係わる知識について共通理解を図り組織的に対応するとともに、「様々な困難・ストレスの対処方法」「生命尊重」の学習を保健体育、道徳等において重点的に実施する。
- ⑪ 教室に入れない生徒に対して、本人の希望に応じて授業の様子を別室でモニターできるようにする。また、不登校生徒に対しても一人一台端末を活用し、教員とのやり取りを通じて学ぶ機会を拡大していく。

(2) 人権教育といじめ・不登校の未然防止について

- ① 全職員が人権感覚を磨くとともに、人権教育の全体計画と年間指導計画に基づき、生徒が自他ともに認め合い、また規律ある学校生活を送ることができるよう、全職員の共通理解に基づいた的確な指導にあたる。
- ② 「四中いじめ防止基本方針」に基づいた教職員の組織的な取り組みに加え、hyper-QUアンケート結果や「一行日記」の活用による生徒理解及び相談活動を意図的・計画的に行い、P D C Aサイクルに基づいたいじめの未然防止及び早期解決に努める。また、いじめ防止に関する授業を年3回以上実施し、必要に応じて学校サポートチームを立ち上げ保護者・地域、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係諸機関との連携を深め、いじめ防止基本方針に基づく、学校いじめ防止委員会を核とした取組の充実を図る。
- ③ 不登校やその傾向にある生徒には、担任を中心に心に寄り添った指導を行うとともに、定期的にケース会議を実施し、継続的・組織的な支援体制を整え的確な指導にあたる。適応指導教室（ゆうゆう教室）、フリースクール等の諸機関との連携を推進する。
- ④ hyper-QUの結果をもとに、学級不適応な生徒が出ないように早期対応する。不登校やその傾向にある生徒には、担任を中心に心に寄り添った指導を行うとともに、校内委員会での情報共有を基に全教員で対応する体制を前提とし、継続的・組織的な支援体制を整え的確な指導にあたる。

(3) 生徒の安全確保に向けた支援体制について

- ① 防災教育推進担当主任をおき、防災教育の推進を図る。「防災マニュアル」を含む「危機管理マニュアル」や子どもの被害防止計画書を作成し実践する。家庭や地域と連携したセーフティ教室を実施し、家庭・地域・関係諸機関と一体となり生徒の安全確保と健全育成に取り組む。また、実情に合わせ工夫した避難訓練や安全指導等を通して、安全管理や防犯対策、被害防止対策を推進し、事故の未然防止に努めるとともに、災害時の危機管理についてもシミュレーションを行う。
- ② SNSに関する取組は、生徒の実態や「SNS 東京ルール」を踏まえて、「SNS 四中ルール」を更新し、教職員・保護者・生徒・地域の連携の元、情報モラル教育を推進する。特に、ネットゲーム依存症や児童ポルノ防止法についての理解を深め、被害者だけでなく、加害者の立場にならないように指導を徹底する。
- ③ 気になる様子がみられる生徒に対する支援や長期休業明けの言葉がけ等、自殺防止に係わる知識について共通理解を図り組織的に対応するとともに、SOS の出し方に関する教育を推進し、「様々な困難・ストレスの対処方法」「生命尊重」の学習を保健体育、道徳等において重点的に実施する。

(4) hyper-QUを活用したよりよい集団づくりについて

- ① hyper-QU アンケートを組織的に活用していく。受容と共感を基本とした生活指導を通して、自ら主体的に考え、判断し、行動できる生徒の育成に努める。また、個や集団に応じたアプローチの仕方ですーシャルスキルトレーニングを行うことで、自他を大切に、共に学び合い、互いに高め合う集団づくりを推進する。
- ② hyper-QU アンケート結果を、面談等を通して保護者、生徒と共有、活用し、教員、保護者、生徒の共通理解を図った指導を進める。
- ③ hyper-QU アンケート実施の際、集計結果を待たず、課題のある回答については迅速に個別対応を行い問題の未然防止に努める。

(5) 組織的な保健指導の充実について

- ① 保健指導及び食育の観点を踏まえた学校給食を充実させるとともに、食物アレルギーについての理解を深め事故の絶無に努める。
- ② 保健体育や部活動等を通じた体力の向上に関する指導及び事故や熱中症等の安全に関する指導を充実させる。
- ② 一年を通じた健康指導、年1回の学校保健委員会、給食講話、食物アレルギー対応等を通して、学校・家庭・関係機関が連携した生徒の健康づくりを推進する。

(6) 小中連携によるキャリア教育を基軸とした進路指導の推進について

- ① 小中連携の視点をふまえ、自己の特性についての理解を深めさせ、職場訪問、職場体験、上級学校訪問等を通してキャリア教育の視点に立った職業観・勤労観の育成を図り、生徒が自らの生き方を考えていくことができるような能力や態度を育成する。
- ② キャリア・パスポートを活用し、小学校と連携するとともに、3年間を通じた継続的・計画的な進路指導を展開し、進路に関する相談活動の充実を図り、生徒が一人ひとりの個性に応じた希望実現に向けて自己理解を深めることができるよう指導、援助する。
- ③ 必要な情報を幅広く収集・整理し、適切な活用を進め、保護者・地域社会及び関係機関との連携を図り、生徒が主体的に進路を選択できるようにする。

4 開かれた学校づくり（地域と連携・協働した教育活動）

- ① 保護者や地域の方々に積極的に学校を公開し、開かれた学校を目指す。また、「四中スペシャル」をはじめとした地域人材を活用した体験学習に取り組むとともに、地域学校協働本部との連携を図り、地域住民等の理解と協力を得て、地域資源を生かした授業づくりを推進する。
- ② 防災教育推進担当主任をおき、防災教育の推進を図る。「防災マニュアル」を含む「危機管理マニュアル」や子どもの被害防止計画書を作成し実践する。家庭や地域と連携したセーフティ教室を実施し、家庭・地域・関係諸機関と一体となり生徒の安全確保と健全育成に取り組む。実情に合わせた工夫した避難訓練や安全指導等を通して、安全管理や防犯対策、被害防止対策を推進し、事故の未然防止に努めるとともに、災害時の危機管理についてもシミュレーションを行う。
- ③ 保護者・地域社会及び関係機関との連携を図り、人間としての生き方に関わる指導を基盤として、職場訪問、職場体験、上級学校訪問の体験活動を通して働くことへの関心、意欲、目的意識を高め、望ましい職業観や勤労観を身に付けさせることで、社会的・職業的自立に必要な資質や能力の育成を図る。
- ④ 保護者・地域行事やボランティア活動に生徒の参加を促すだけでなく、教職員も可能な範囲で参加していく（年間に一人1回以上）
- ⑤ 小・中連携の取組の一環として、教員の「小学校授業参観」、児童の「部活動体験」「中学校体験」を実施する。また、「野川地域センターまつり」に美術作品等を出品したり、合唱部、吹奏楽部の地域における発表など、地域で認められる機会をもつ。

5 人材育成による教職員の資質・向上（働き方改革、研究・研修、服務事故の防止等）

- ① 「勤務の上限に関する方針」に則り、学校独自で工夫し、働き方改革を進める。時間外勤務を月45時間以内、年360時間以内を目標にして超過勤務を減らし、ライフワークバランスの実現を目指すとともに、教職員の疲弊が起因となる服務事故を防止する。
- ② 「働き方改革・学校行事改革プロジェクトチーム」を組織し、分掌の枠を超えて能動的に機能させ、勤務の効率化、学校行事の精選、内容の見直し等について、本校の課題の集約・整理・検討・提案を行う。
- ③ 校務支援システムを有効活用し、職員間の連絡事項や事務作業の効率化を図る。また、会議資料の事前配布や、重要案件の事前相談（分掌主任、管理職）を重視し、諸会議の延長を防ぐ。
- ④ 経営支援部が中心となって、OJTを推進する。主幹教諭、主任教諭が一人ずつ講師となり、若手教員向けのミニ研修会を年間を通じて計画的に行う。
- ⑤ 各学年2名の研究部を組織し、授業改善に係る校内研修を企画・推進する。
- ⑥ 企画調整会議、職員会議、服務事故防止研修で体罰禁止の周知や研修を継続し徹底する。また、人権推進担当主幹教諭を置き、人権尊重に基づいた生徒の指導をはかる。担当主幹教諭がリーダーシップをとり、学校の教育活動が人権尊重の精神と照らして問題がないか、通常のチェックに加え自主チェックを年間を通して行っていく。

- ⑦ 教員個人や学級担任が一人で問題を抱え込まないように、学年、学級に関係なく、全職員で全生徒を見ていく姿勢で全ての教育活動を行う。また、個人情報にかかわる事案等は、ダブルチェック、トリプルチェックを心がけ、担当者任せにならないようにする。